

君津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック



君津市
マスコットキャラクター
きみぴょん

君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは…

日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、
パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。
また、お二人にお子さんや親などがいる場合、
あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、
法律上の効果が生じるものではありませんが、
大切なパートナーやご家族とともに人生を歩み、
誰もが自分らしく輝けるよう
市が応援するものです。

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいいます。

ファミリーシップ

パートナーシップにある2人の者がそのいずれかの子その他市長が認める者を含め、家族として日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

目次

1	交付までの流れ	1 ページ
2	制度を利用することが出来る方	2 ページ
3	宣誓に必要なもの	3 ページ
4	交付書類	5 ページ
5	証明書等の再交付	6 ページ
6	宣誓事項に変更があった場合	7 ページ
7	証明書等の返還	8 ページ
8	必要書類 再交付、記載事項の変更、証明書等の返還の場合	9 ページ
9	宣誓の無効	10 ページ
10	証明書等から氏名を削除したい場合	10 ページ
11	都市間連携協定等を締結している自治体の間で転入・転出する場合	11 ページ
12	Q & A	13 ページ

1 交付までの流れ

① 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則3営業日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課

電話：0439-56-1565・1444

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

② 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類（3ページ参照）を持って市民生活課までお越しください。

※なるべくお二人でのご来庁をお願いいたします。

※お一人での手続きの場合、もう一方の方へ宣誓を受理したことを通知します。

※ファミリーシップ宣誓をしようとする子等が15歳以上の場合、そのご本人にもご来庁いただき、署名および本人確認が必要となります。

※代理人による手続きはできません。

職員が、宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているかを確認します。

③ 宣誓証明書等の交付

【双方又は一方が君津市民の場合】

職員が、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日交付します。

宣誓書提出の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

【君津市へ転入予定の場合】

職員が、「転入予定受付票」を交付します。

記入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。

その際に、「転入予定受付票」を返還いただき、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。

2 制度を利用することが出来る方

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

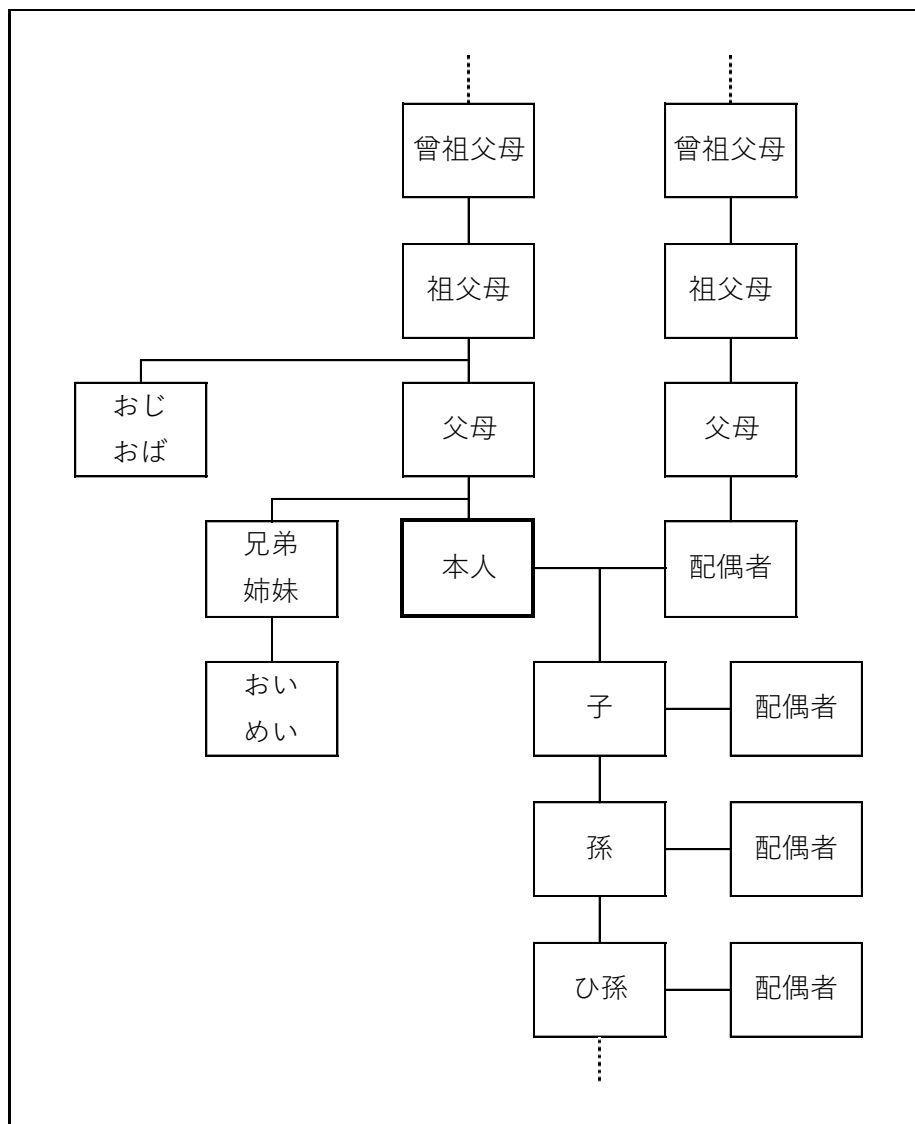
- ☐ 成年であること
- ☐ 双方または一方が君津市民、または君津市へ転入予定であること
- ☐ 婚姻をしていないこと
- ☐ 他に同様の宣誓をしていないこと
- ☐ 民法で規定する結婚できない続柄でないこと

（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。下図を参照。）

※ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は宣誓可能。

- ☐ ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親等がいること

民法で規定する婚姻できない続柄



3 宣誓に必要なもの

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第1号様式）

様式は市民生活課の窓口に準備してあります。また、君津市ホームページからもダウンロードできます。

② 住民票の写し

宣誓書に記載する全ての方の住民票が必要です。

※宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限りします。

③ 独身であることを証明する書類

・戸籍全部事項証明書 ・独身証明書 など

※外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

※いずれの書類も宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限りします。

④ 本人確認書類

・マイナンバーカード ・旅券 ・運転免許証 など

※次ページ参照

転入を予定している場合

お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、上記書類に加えて賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出してください。

通称名の使用を希望する場合

パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードに通称名を使用することができます。

※日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示してください。通称名を使用した場合、証明書及び証明カードの裏面に戸籍名を記載します。

ファミリーシップの宣誓をしようとする子等が15歳以上の場合

上記書類に加えて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書の提出およびそのご本人による本人確認書類の提示が必要となります。

【本人確認書類の例】

※「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1 枚の提示で足りるもの（例）	2 点以上の提示が必要なもの（例）
・ 運転免許証 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード） （写真付き住民基本台帳カード） ・ 旅券（パスポート） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引士証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書	・ 写真の貼付のない住民基本台帳カード ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）

「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

4 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

パートナーシップ宣誓証明書

パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するものです。

パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

(表)

Partnership and Familyship
System of KIRITSU CITY

パートナーシップ宣誓証明書

本人 _____ パートナー _____
年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 交付番号 _____

君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

君津市では、市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、
誰もが自分らしく輝ける社会を実現することを目指しています。

互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、
自分らしく活躍されることを期待しています。

年 月 日 君津市長

(裏)

留意事項

1 この証明書は、君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の範囲に
限り、取り扱って下さい。なお、この証明書は住所等証明を伴うものではありません。

2 次の場合は、証明書及び証明カード（以下「証明事項」という。）を返還して下さい。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の死亡が関係に動出したとき。

(3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

3 次の場合は、宣誓を無効とします。

(1) 偽りその他不正な手段により宣誓をしたとき。

(2) 証明番号を不正に利用したとき。

(3) 2の場合において、証明番号を返還しないとき。

この宣誓により家族となる者

_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生
_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生

【特記事項】表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

パートナーシップ宣誓証明カード

パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するカードです。

パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

(表)

Partnership and Familyship
System of KIRITSU CITY

第 _____ 号

パートナーシップ宣誓証明カード

君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

本人 _____ パートナー _____
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日 君津市長

(裏)

この証明カードは、互いをその人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活
において協力し合うことを市長に宣誓した2人に交付するものです。
宣誓によって法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除等)が生じるものではあ
りませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

この宣誓により家族となる者

_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生
_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生

【特記事項】表面に通称を使用する場合は、戸籍上の氏名

5 証明書等の再交付

パートナーシップ宣誓証明書等を紛失、毀損、汚損したとき、所定の申請手続きを行うことによって、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを再交付します。

再交付の流れ

① 申請日の決定

申請いただく日時を決め、申請当日の必要書類の確認をします。

電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課

電話：0439-56-1565・1444

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

② 再交付申請

予約した日時に必要書類（9 ページ参照）を持って市民生活課へお越しください。申請時に本人確認を行います。

※お一人での手続きも可能です。

※代理人による手続きはできません。

③ 宣誓証明書等の再交付

職員が、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日再交付します。

再交付申請の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

6 宣誓事項に変更があった場合

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届兼宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。あわせて変更に係る内容が分かる書類、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを提出してください。

- 1 宣誓を行った住所に変更があったとき
- 2 氏名・通称名が変わったとき
- 3 その他宣誓内容に変更があったとき

※すでに交付した宣誓証明書及び宣誓証明カードに記載された内容に変更がある場合は、それらを返還してください。変更後の事項が記載された宣誓証明書を改めて交付します。

宣誓事項変更の流れ

① 届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。

電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課

電話：0439-56-1565・1444

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

② 宣誓事項変更の届出

予約した日時に必要書類（9 ページ参照）を持って市民生活課へお越しください。届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による手続はできません。

③ 宣誓証明書等の再交付 ※該当する場合のみ

職員が、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日再交付します。

再交付申請の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

7 証明書等の返還

次の場合は、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出してください。
あわせてパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 パートナーシップの関係を解消したとき
- 2 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき ※2ページ参照

※君津市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び証明カードの返還は必要ありません（11 ページ参照）。

返還の流れ

① 届出日の決定

届出いただく日時を決め、届出当日の必要書類の確認をします。

電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課

電話：0439-56-1565・1444

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

② 宣誓証明書等の返還

予約した日時に必要書類（9 ページ参照）を持って市民生活課へお越しください。届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による手続はできません。

※お一人での手続の場合、もう一方の方への宣誓証明書等の返還があったことを通知します。

8 必要書類 再交付・記載事項変更・証明書等返還の場合

再交付申請、記載事項変更、証明書等返還に必要な書類は下記のとおりです

再交付申請

（宣誓証明書・証明カードの再交付を希望する場合）

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書【第7号様式】
- ☐ 住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
※宣誓日から3か月を超える場合のみ
- ☐ 本人確認書類 ※4 ページ参照

記載事項変更

（宣誓した事項等に変更があった場合）

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届兼宣誓証明書等再交付申請書【第8号様式】
- ☐ 変更した事実等が分かる書類
住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）等
- ☐ パートナーシップ宣誓証明書 2部【第3号様式】
- ☐ パートナーシップ宣誓証明カード 2部【第4号様式】
- ☐ 本人確認書類 ※4 ページ参照

証明書等返還

（宣誓証明書等を返還する場合）

- ☐ パートナーシップ宣誓証明書等返還届【第10号様式】
- ☐ パートナーシップ宣誓証明書 2部【第3号様式】
- ☐ パートナーシップ宣誓証明カード 2部【第4号様式】
- ☐ 本人確認書類 ※4 ページ参照

※申請書等の様式は市民生活課で配布しています。

また、君津市公式ホームページからもダウンロードできます。

※宣誓者の一方が亡くなったときは、宣誓証明書等の返還が必要ですが、ファミリーシップの宣誓を行っている場合には、宣誓証明書等に記載されている方の同意によりファミリーシップを継続することができます。詳細につきましては、ご相談ください。

9 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。

無効となった場合、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき
- 2 証明書または証明カードを不正に取得したとき
- 3 市が規定する要件を満たさなくなったと認められるとき ※2ページ参照

なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページ上で公表します。

10 証明書等から氏名を削除したい場合

ファミリーとしてパートナーシップ宣誓証明書及び証明カードの裏面に氏名が記載されている方で、証明書等から自身の氏名を削除したい場合は、「パートナーシップ宣誓証明書等に関する申立書」（第9号様式）を提出してください。

1 1 都市間連携協定等を締結している自治体の間で転入・転出する場合

君津市と連携協定等を締結している自治体の間で転入・転出する場合、手続きが一部省略できる場合があります。なお、連携協定等を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携（千葉県内）⇒



パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（全国）⇒



君津市から転出する場合

君津市から連携協定等を締結している自治体へ転出する場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び証明カードの返還は必要ありません。転出する自治体によって継続申告の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

君津市に転入する場合

継続申告の流れ

① 宣誓日の予約

届出日の原則3営業日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話または予約フォームにて予約してください。

市民生活課

電話：0439-56-1565・1444

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

予約フォーム



<https://logoform.jp/f/YdfWV>

② 必要書類の提出

予約した日時に必要書類を持って市民生活課までお越しください。

必要書類を市が確認し、不備等がない場合、継続申告が完了します。

③ 宣誓証明書等の交付

「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日交付します。

宣誓書提出の際に交付日を調整します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書（第11号様式）

様式は市民生活課の窓口に準備してあります。また、君津市ホームページからもダウンロードできます。

- 転出元の自治体で発行された「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」等

- 住民票の写し

宣誓書に記載する全ての方の住民票が必要です。

※宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限りです。

- 本人確認書類

・マイナンバーカード ・旅券 ・運転免許証 など

※4ページ参照

※なるべくお二人でのご来庁をお願いいたします。

※ファミリーシップ宣誓をしようとする子等が15歳以上の場合、そのご本人にもご来庁いただき、署名および本人確認が必要となります。

※代理人による手続きはできません。

Q1 制度の利用に費用はかかりますか？

A1 制度の利用や宣誓証明書等の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 宣誓のための書類はどこで入手できますか？

A2 市民生活課または君津市ホームページで入手できます。

Q3 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？

A3 使用できます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証など）を宣誓時に提示してください。

Q4 プライバシーは守られますか？

A4 各種手続の際は必ず事前予約をしていただき、個室をご用意します。
また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。
市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますので、ご安心ください。

Q5 同性カップルしか宣誓できませんか？

A5 同性カップルに限定していませんので、異性間における事実婚などの場合も要件を満たしていれば宣誓することができます。ただし、婚姻に準じた意思がお二人にあることが必要です。

Q6 外国籍の場合も宣誓できますか？

A6 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q7 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

A7 パートナーシップは、2人の方が共同生活において互いに責任を持って協力し、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として宣誓することができません。ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q8 君津市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか？

A8 双方又は一方が市内に転入予定であれば宣誓可能です。
ただし提出していただく書類があります。詳しくは3ページをご覧ください。

Q9 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A9 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等の書類に署名していただく必要があるため、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入ができないと市長が認めるときは、代筆が可能です。

Q10 証明書等はすぐもらえますか？

A10 要件確認や証明書等の作成に時間を要するため即日交付はできませんので、ご了承ください。希望する場合、宣誓証明書及び証明カードの交付については郵送も可能です（送料は自己負担）。

Q11 市外に転出するときはどうすればいいですか？

A11 転出により、お二人とも君津市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに宣誓証明書及び証明カードを返還してください。（なお、都市間連携をしている自治体への転出の場合は除きます。詳しくは11ページをご覧ください。）

お二人のうちどちらか一方のみ君津市民でなくなる場合は、記載事項変更届を提出してください。詳しくは7～9ページをご覧ください。

Q12 宣誓の保存期間を教えてください。

A12 宣誓書等の保存期間は、宣誓を受理した日から30年間です。なお、宣誓証明書及び証明カードに有効期限はありませんので、30年経過後もそのままご利用いただけます。

Q13 宣誓証明書や宣誓証明カードは再交付してもらえますか？

A13 紛失、毀損、汚損等した場合に再交付します。詳しくは6ページをご覧ください。

Q14 なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？

A14 宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書等）の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該パートナーシップ宣誓を無効とし、宣誓証明書及び証明カードの返還を求めます。なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書等の交付番号を市ホームページ上で公表します。

Q15 宣誓することでどのようなサービスが受けられますか？

A15 君津市の一部の手续やサービスについて、宣誓をされた方が利用可能になるものや手続が円滑に行われるものがあります。

また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば証明書等を提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。

今後、利用できる行政サービスについて拡大を図るほか、さまざまな民間事業者の皆さまに制度の趣旨をご理解いただき利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。

Q16 宣誓をすることで受けられる行政サービスの内容はどこで確認できますか？

A16 サービスについては、市ホームページ上に掲載しています。次ページに URL と QR コードを掲載していますので、ぜひご覧ください。

Q17 パートナーと法的な関係を築くにはどのような方法がありますか？

A17 婚姻に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。

Q18 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A18 この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待し、導入することとしました。

Q19 なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか？

Q19 君津市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q20 パートナーシップ関係になくてもファミリーシップの宣誓はできますか？

Q20 できません。パートナーシップ関係にある方のお子さんや親等について宣誓ができます。

Q21 転入前に住んでいた転出元の自治体で宣誓していた場合の手続を教えてください。

Q21 パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定等を締結している自治体から君津市に転入される場合、転入・転出に係る手続を一部簡素化します。なお、協定等を締結していない自治体から転入される場合は、通常の宣誓手続が必要です。



君津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック
令和7年（2025年）3月

君津市 市民生活部 市民生活課

住 所：〒299-1192 君津市久保 2-13-1

T E L：0439-56-1565・1444

MAIL：jichi@city.kimitsu.lg.jp

U R L：<https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/12/64091.html>

